### 常識的な判例を無視した不当判決の誤りを指摘して勝訴向け全力

### ガス水道局談合裁判 控訴での必勝誓う報告集会

いの通りでも

されて行われる不法行為である されて行われる不法行為と同じように 扱っている。そのため、談合で は通常明確な証拠が明らかにな は通常明確な証拠が明らかにな の に し 関わらず、事象が誰の目に いう論法になっている。 談合は わらず、事象が誰のわれる不法行為では、すべてが闇の中 中でほる

すことはできない。最終者を励ますことになる。 2 疑れ

加賀谷弁護士が明らかにした点藤弁護団長が解説しました。問題なのかを、加賀谷弁護士と齋火に、地裁判決を分析し、何が で勝利めざして闘う」と、 て決意を表明しました。

は認めても、個は認めても、個は認めても、個は認めても、個 はり、永久に談合はないと談合の存在を認めないと談合の存在を認めないるが、これ 公正取引委員会は、 として って いの 談合を取るとして 自 談場方 白

日本共産党議員団のホームページに、 宝『太刀 無銘一文字 号山鳥毛』購入計画に 関する日本共産党議員団の見解」を掲載して います。ぜひご覧ください。

日本共産党議員団のホームページのURL は、次の通りです。

http://jcpjoetsugiindan.webnode.jp/

## 地裁判決の問題点を指摘する談合裁判弁護団の加賀谷達郎弁護士

市民の税金のむだ遣いは許せない! 上越市ガス水道局談合疑惑解明原告団

文部科学省は3月31日、生活保護世帯と同水準の要保護世帯の小中 学生への「入学準備金」(就学援助)を増額し、支給は小学校入学前も可 能だとする通知を都道府県教育委員会に出しました。

通知によると、入学準備金の単価は、小学生は1人4万600円、中 学生は4万7400円となり、前年度比で倍増します。「援助を必要と している時期に速やかな支給が行えるよう」交付要綱の一部を改正し、 これまで「児童又は生徒」としてきた入学準備金の交付対象に「就学予 定者」を追加しました。これによって中学校への入学前のみならず、小 学校入学前の時期に支給できることになりました。日本共産党の国会議 員や各地の自治体議員の運動が実を結んで、今回の政府の通知になりま した。

この問題では、橋本正幸議員と上野公悦議員が、それぞれ一般質問で "必要な時期に必要な額を"と、市に支給時期の繰り上げを 求め、上越市は「検討する」という答弁を行っています。この通知で実 現にはずみがつくことになるのではないでしょうか。

# わ

裁判例 談る。  $\overline{\mathcal{O}}$ 認定 なに っつ たい 判て 断は、 を

れの がに総独、合 ( ) 合的 自 に別に 従 L て来

いるがいむ

れば談

8

n

私たちはあきらめません」を合

正な判決を得るためには、こうした問題点な

2017年4月9日

法一 090-5392-1961 (吉川区代石) 正幸 080-1980-9855 (三和区鴨井) 公悦 090-7260-9407 (頸城区中柳町) 平良木哲也 090-1808-6919